富山県内水面漁場管理委員会議事録

１　開催の日時及び場所

日時　　令和８年 10 月 22 日（木）午後１時 30 分から午後３時 00 分

場所　　県民会館 508 号室

２　出席委員

竹野博和、東　秀一、角眞光彦、上浦雄治、杉守智美、田子泰彦、中井隆行、堀井律子

３　議　長

富山県内水面漁場管理委員会　会長　竹野博和

４　委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第 145 条第１項及び第 173 条の規定に基づき、当委員会は成立。

５　議事録署名委員の指名

田子泰彦、堀井律子

６　県職員等

水産漁港課　南條副主幹、藤島技師（内水面漁場管理委員会事務局兼務）

７　事務局職員

前田事務局長（水産漁港課水産担当課長兼務）

８　付議事項（議題）

（１）１月１日から２月末日までにおけるさくらますの採捕の禁止について（協議）

県水産漁港課の藤島技師から、資料１－1 に基づき説明があった。

現行の県漁業調整規則では、生物学的に同一種であるサクラマスとヤマメの採捕禁止期間が、サクラマスについては８月１日から 12 月 31 日まで、ヤマメについては 10 月 1 日から翌年２月末日までとなっており、それぞれ異なっている。このため、１月１日から２月末日までの期間において、サクラマスの採捕においてヤマメが混獲される可能性がある状況となっており、資源保護および漁業秩序上の問題となっている。このことから、資源保護と漁場利用の適正化を図るため、昨年度の委員会において、令和８年１月１日から同年２月 28 日まで、サクラマスを採捕禁止とすることとし、委員会指示が行われたところである。このことに

ついて、今年度においても、令和９年１月１日から同年２月 28 日までの期間において、委員会指示の発出について協議する。

- 東委員より、本委員会指示に基づくと３月１日からサクラマスが解禁されることになるが、神通川の漁場では４月１日から解禁となるため、漁協には３月から釣っても良いのかとの問い合わせがあり、県の方には、１か月早いことについて、現場で混乱しているような話は届いていないか、質問があった。
- 藤島技師より、委員会指示は釣具店等へも通知しているが、県の方へは特段、混乱の情報はなく、周知が図られているのではないか、と回答があった。
- 東委員より、県の方に特段意見が寄せられていないようであれば、委員会指示は問題ないと思う、と意見があった。
- 田子委員より、以下のとおり意見があった。庄川では今年からサクラマスの解禁日を１か月前倒しして、３月１日からとしており、これは、アユ漁が６月 16 日解禁であったのを６月１日解禁と変更したのに伴い、サクラマスの漁期を確保するために３月１日解禁の措置を実施したものであったが、今年初めてであったことから、いくつか問い合わせ等があった。
- 田子委員より、この委員会指示はこの案のとおりで良い、との意見があった。
- 東委員より、黒部川のサクラマスの解禁日も３月１日であるか、質問があった。
- 上浦委員より、そうである、との回答があった。
- 中井委員より、小矢部川では特別採捕によるサクラマスの採捕を行っているが、３月１日以降に実施している、との意見があった。

このほかに委員から意見や質問等はなく、資料１－２に示した委員会指示のとおり発出することで異議なく、決議された。

（２） 中央省庁への令和９年度提案項目について（報告）

事務局の前田局長から、資料２―１～２－４に基づき説明があった。

来年度の中央省庁への提案に向けた検討が、全国内水面漁場管理委員会連合会の漁場管理対策検討会において進められている。中日本ブロックにおいても、11 月に開催されるブロック協議会で来年度の提案について協議される予定となっている。これに先立ち、意見等の照会が幹事県からあり、締め切りが 10 月７日と早かったことから、先月、書面で委員の皆様に意見照会をさせていただいた。委員の皆さんから修正等の意見はなく、事務局としても全国的に共通する新たな課題等もなかったことから、「意見なし」として回答したので、今回皆さんにご報告する。

中日本ブロック協議会では、各県の委員会から照会事項を提出して、それに対して他の県から情報提供する等のやり取りがあり、当県からは漁業調整規則に基づく内水面での採捕許可に関して、各県に照会することとした。現在許可件数は２件となっており、年々減少しており、いずれなくなることが予測されているが、

これまで本県では水産資源保護の観点から新規許可を認めていないが、その是非について各県の状況を聞くものである。

中日本ブロック協議会では、外来生物による被害状況や対策の実施状況、魚病の発生状況、及び鳥類による食害の状況や駆除対策の実施状況について、毎年情報共有しており、アンケートに回答している。また、今回の回答では、気候変動に伴う渇水等による漁場環境への今後の懸念に関して、ダム管理者に適切な河川流量の安定的な維持をお願いする意見を付記している。

- 田子委員より、県漁業調整規則に基づく内水面における採捕許可について、このままの状況ではいずれなくなると思うが、県では今後どのような取り扱いを想定しているのか、質問があった。
- 前田課長より、水産資源の保護や漁業調整に関して問題がない形で、採捕許可を認めている他県事例等があれば、それを参考に、本県での運用を考えることとなるが、そのような条件を満たした上での運用はハードルが高いと認識している、と回答があった。
- 田子委員より、承継や相続を認めておらず、このまま無くなるので良いと思う、との意見があった。
- 田子委員より、以下のとおり質問があった。県からの通知で、外来魚の違法放流防止の徹底を求めるものが届いたが、県漁業調整規則 42 条※の記載内容が良く理解できない。これを読むと、オオクチバス、コクチバスは移植しても良いように解釈できるのではないかと思える。
 ※第 42 条　オオクチバス属（オオクチバス及びコクチバス並びにこれらの亜種を除く。）の魚種（卵を含む。）は、これを移植してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
- 前田課長より、次のとおり回答があった。オオクチバス及びコクチバスの移植については、法律（外来生物法）により禁止されており、県漁業調整規則 42 条で禁止されているのは、オオクチバスやコクチバス以外でオオクチバス属に属する魚を移植する行為、という整理となっている。
- 田子委員より、次のとおり意見があった。一般の人は外来生物法の内容まで認識していないことから、法律と重複するとしても、県漁業調整規則において、オオクチバスやコクチバスの移植を禁止していることが分かる内容としてもらいたい。サケでは、水産資源保護法と県漁業調整規則の両方に同じ規制内容が盛り込まれている。県漁業調整規則 42 条の括弧の部分がなくなると、理解しやすいと思う。
- 南條副主幹より、県漁業調整規則については、水産庁でひな形的なものも提示されているので、その点も含めて、改めて、記載内容について確認したい、との回答があった。
- 田子委員より、現場で、外来魚の放流行為を確認したとしても、外来生物法で禁止されている行為（移植）なのか、その場で採捕したもののリリースで、

禁止されていない行為なのか容易に判別できないことから、キャッチアンドリリース禁止の委員会指示が必要との意見があった。

- 田子委員より、以前の委員会で、キャッチアンドリリースを禁止している全国の状況について調べていただくようにお願いしたと記憶しているが、その状況はどうか、と質問があった。
- 藤島技師より、11 月に開催される中日本ブロック協議会で、奈良県から外来魚のキャッチアンドリリースの規制状況等について照会があったことから、その結果を参考にしたい、と回答があった。
- 田子委員より、庄川においては、桂湖で釣られたコクチバスがその場でリリースされている現状があることから禁止していただきたい、との意見があった。
- 竹野会長より、法律に記載されている事項を、県の規則等にも記載している事例は少ないと思う、との意見があった。
- 南條副主幹より、漁協関係の方々へは、外来生物法の周知が進んでいないようなので、法律の内容が分かるパンフレットを添付するなど、周知等に取り組んでまいりたい、との意見があった。
- 竹野会長より、次のとおり意見があった。外来生物法で禁止されている「オオクチバス、コクチバス以外の」といった書き方や、括弧内に書かれている「・・・除く」となっているのは、法律で禁止されているから除かれている、ということが分かるような書き方ができないか、水産庁に確認いただきたい。
- 南條副主幹より、法律の書き方として、誤解の無いようにするために、かえって分かり難い表現となっている場合もある、との意見があった。
- 竹野会長より、外来魚のキャッチアンドリリース禁止については、中日本ブロック協議会での奈良県の照会に対する他県の回答内容を参考にすることや、県漁業調整規則については水産庁に問い合わせてみる等の対応をお願いしたい、との意見があった。

（3） 令和８年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会について（報告）

事務局の前田局長から、資料３に基づき説明があった。

栃木県水産試験場（横塚主任研究員）より、「外来魚の現状と効果的な防除対策等について」という演題で発表があった。１外来生物とはどのような生物か、２外来魚対策の基本的な考え方、３コクチバスの防除対策（栃木県の事例）が紹介された。

外来生物とは、人間の活動で他地域から持ち込まれた生物で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるもの。外来種予防三原則は、１入れない、２捨てない、３拡げない。外来種のカテゴリーには、侵入・定着防止外来種（未定着）、総合対策外来種（定着）、産業管理外来種が存在する。

栃木県におけるコクチバスの防除対策は、漁協では駆除活動の実施（4 割の漁

協で実施。年間 1000 尾、釣りによる駆除。買取を実施。）、行政では委員会指示、補助金による支援、試験場では効果的な対策技術の開発、生態情報の把握、といった役割分担のもと推進している。釣りによる駆除では、釣り人からの買取が99%を占め、ルアーよりも餌（ミミズ）の方が良く釣れる。障害物にバスが隠れて駆除できないことから、バスをおとりにして、追尾して来た他の個体を投網で採捕する手法を確立。また、おとりの代わりに、釣針のない大型のルアー（ビックベイト）の活用事例も紹介された。バス駆除に対する釣り人の考え方を知るために、ネットアンケートを実施したところ、バス釣りをする人では、駆除に賛成したのは 25%であったが、バス釣りをしない人では 85%が駆除に賛成であった。

- 田子委員より、参考になった、との意見があった。
- 前田事務局長より、コクチバスがアユを捕食する被害もあるが、コクチバスがアユの遊漁に掛かって、そのことで悪評が立つといった被害がある、との補足説明があった。
- 角眞委員より、釣ったバスの買取りをセットにして駆除すれば、効果があると思う、との意見があった。
- 竹野会長より、県の方で、今回紹介された取組みで、取り入れられる点があれば、取り入れていただきたい、との意見があった。
- 田子委員より、ビッグベイト（大型ルアー）の導入に、県で支援していただけないか、との意見があった。
- 南條副主幹より、県の補助事業で、外来魚駆除を支援していることから、その事業を活用して購入していただきたい、との回答があった。
- 角眞委員より、バス駆除は何月頃に実施していたのか、質問があった。
- 前田事務局長より、水温のある程度高い時期であり、水の濁りが調査に影響するとのことで、濁りのない時期に実施していたようである、と回答があった。
- 中井委員より、コクチバスの繁殖時期はいつか質問があった。
- 南條副主幹より、県の水研でも調査をした事例がなく、この場での回答は難しいと回答があった。
- 中井委員より、高岡古城公園の堀でも、釣りによる駆除を行っているが、なかなか駆除できない、との意見があった。
- 南條副主幹より、文献によると、釣りにより駆除でブラックバスが減少する事例と、そうでない事例が報告されており、駆除方法として、一概に釣りが効果的であるかどうか限らない、と説明があった。

（４） 秋サケ来遊状況について（情報提供）

県水産漁港課の藤島技師から、資料４－１～４－２に基づき説明があった。

本県のサケ来遊状況について説明する。本年の 10 月中旬時点のサケの沿岸漁獲尾数は、累計値で３尾であった。昨年度の同時期の 72 尾を下回った。グラフで

示したものが、左側の図になる。棒グラフは旬ごとに書いてあるが、左から平成28年から令和７年までの10年間平均(平年)、令和７年、令和８年となっている。同じく右側の図は、河川捕獲尾数であり、10月中旬の累計が６尾で、昨年度の38尾を下回った。以上のように現時点における本県における本年の沿岸来遊尾数と河川捕獲尾数は、平年や昨年を下回る大変厳しい状況となっている。

続いて２番目として、全国のサケ来遊状況を説明する。国立研究開発法人水産研究・教育機構の取りまとめによるもので、10月上旬までの時点報告になる。沿岸漁獲数は、太平洋側では、北海道において前年比79%であった。太平洋側の本州では昨年度の85%であった。日本海側では、北海道で前年比53%であった。富山県を含む日本海側の本州では昨年比72%であった。

- 田子委員より、サケが大変厳しい状況にあるが、水産研究所ではサケの養殖研究を進めているとの新聞報道があったが、養殖は県で実施するのか、漁協で実施することを想定しているのか、質問があった。
- 南條副主幹より、具体的なスキームについてはまだ決まっていない、との回答があった。
- 田子委員より、漁協でのサケ養殖の実施については、施設がないので無理であり、水産研究所で親まで育てて採卵し、発眼卵を各漁協に提供していただきたい、との意見があった。
- 南條副主幹より、仮に発眼卵を供給する場合、購入という形でも大丈夫か、確認があった。
- 田子委員から、価格が妥当なものであることが前提となる、と回答があった。
- 東委員より、漁協において、電気で地下水を汲み上げて、３年間飼育しなければならない、サケの養殖はペイしないことから無理である、との意見があった。
- 南條副主幹より、本日いただいたご意見は水産研究所にも共有させていただくが、水産研究所の職員が漁協へ伺った際には、そういった研究に対する現場の声、また、改善に向けたアイデア等をぜひ直接届けていただきたい、との意見があった。
- 田子委員より、漁協での養殖となると、1 尾当たりの価格でペイできる状態とならないと着手できないし、サケの来遊が極端に減少した現況では、卵の配布等をしていただけないと、増殖事業は立ち行かないと意見があった。
- 東委員より、かつて北海道の発眼卵を富山県へ導入したことがあるが、北海道から富山県へ余剰卵を融通していただくことについて、今後の見込みはどうか、質問があった。
- 南條副主幹より、北海道の担当者に依頼している、と回答があった。
- 田子委員より、北海道の状況も今年は大変厳しいので、難しいのではないか、との意見があった。
- 南條副主幹より、現状は厳しいと認識しているが、また情報があれば共有し

たい、との意見があった。

（５） その他

県水産漁港課の南條副主幹から、資料に基づき説明があった。（１） 内水面水産資源の回復と増大【資源】、（２）内水面における漁場環境の再生と保全【環境】、（３）活力ある内水面漁業づくり【活力】の各基本施策に沿って、ＫＰＩの令和７年度の状況について報告された。基準年よりもＫＰＩの値が低下した項目として、「サケの生産技術に関する研修会および巡回指導の回数」、「魚類の生息調査河川数」、「内水面に関係した出前教室や体験授業の回数」「主要４魚種（アユ、ヤマメ、イワナ、サクラマス）漁場における自主放流を実施した漁場数」などがあった一方、増加した項目として、「外来魚の駆除活動を実施している漁協の数」、「遊漁承認証の発行枚数」があった。また、現状維持であった項目として、「河川のサクラマス漁獲量」、「アユの冷水病保菌検査を実施している飼育施設の割合」があった。

- 中井委員より、次のとおり質問があった。放流アユの地場産率について、今年度から義務放流量が減少したことから、小矢部川漁協では湖産アユの放流数を減らしていくことを検討している。この地場産の割合を80%にする目標に向けては、どの様に取り組んで行くのか？
- 南條副主幹より、県内で地場産アユの放流を推進するためには、地場産アユの生産・供給体制を構築する必要がることから、現在、内水面漁連とも連携して、試験的に県の栽培漁業センターでアユの飼育試験を開始したところであり、将来的に供給量を増やせることを期待している。
- 田子委員より、養殖生産量の現状値は令和７年度ものか質問があった。
- 南條副主幹より、そのとおりであり、種苗生産の数量を含むものであると回答があった。
- 南條副主幹より、毎年、本委員会で現状値を報告し、ご意見をお聞きしながら目標達成を目指して行きたいと、説明があった。
- 田子委員より、「魚類の生息調査河川数」は、支流での調査は別に計数するものか、また、県水産研究所と漁協による調査回数を合わせたものか、質問があった。
- 南條副主幹より、支流ごとに計数し、水産研究所と漁協の調査を合わせたものであると回答があった。

（６） 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和９年２月 17 日（水）13 時 30 分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和８年10月22日

議　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿